

第6号様式別表5の2記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 に掲げる事業 」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「収益配分額の計算」 (①から④までの各欄)	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の㉓、㉔又は㉕の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の㉒、第6号様式別表5の4の㉑又は第6号様式別表5の5の㉑の各欄の金額	
4 「単年度損益⑤」	(1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表10⑨)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑一別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表10㉒)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑一別表10㉒)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉒)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑一別表11㉒)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉒)」と、「別表5㉑」とあるのは「(別表5㉑一別表11㉒)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (5) 租税特別措置法第59条の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の33において減算した金額(損金算入額)がある場合には当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合には当該額を減算した金額を記載します。 (6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の10の欄から23の欄を控除した金額を加算した金額を記載しま	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載します。

	す。 (7) 第6号様式別表5の⑦から⑩まで及び⑭の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の⑬に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載します。	
5「付加価値額⑥」	この欄の金額が零又は負数の場合には、⑦から⑩までの各欄に記載する必要はありません。	
6「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合⑦」	この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	
7「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
9「雇用人給与等支給増加額⑩」	第6号様式別表5の6の3の⑮の欄の金額を記載します。	
10「資本金等の額⑫」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。）とその他の事業とを併せて行う法人（(2)又は(3)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の②の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑤の欄の金額 (3) 法第72条の21第1項各号又は第2項の規定の適用を受ける法人（(6)に掲げる場合を除きます。） 第6号様式別表5の2の3の③の欄の金額 (4) 課税標準の特例（法附則第9条第2項、第11項及び第12項）の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規定する金額 (5) 課税標準の特例（法附則第9条第3項）の規定の適用を受ける法人 10億円 (6) 課税標準の特例（法附則第9条第17項）の規定の適用を受ける法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) (ロ)に掲げる場合以外の場合 下表「法人税の資本金等の額3」の⑳の欄の金額 (ロ) 法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける場合 第6号様式別表5の2の3の⑱の欄の金額 (7) 課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の③の欄の金額 (8) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉑の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額3」の㉒の欄の金額のいずれか大きい方の額	清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません（以下同じです。）。
11「当該事業年度の月数⑬」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。 また、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載します。	
12「⑫×⑬/12 ⑭」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
13「控除額計⑮」	次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人（(2)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の⑫の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑳の欄の金額 (3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の㉓の欄の金額 (4) 法第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算	

	定)の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の⑩の欄の金額	
14「⑩のうち1,000億円以下の金額⑪」、「(⑩のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額)×50/100⑬」及び「(⑩のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額)×25/100⑭」	(1) ⑩の欄の金額が1,000億円(その事業年度が1年に満たない場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは、当該金額を⑪の欄に、⑩の欄の金額が1,000億円を超え5,000億円(その事業年度が1年に満たない場合には、5,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ⑪及び⑬の各欄に、⑩の欄の金額が5,000億円を超えるときは、当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億円以下の金額及び5,000億円を超え1兆円(その事業年度が1年に満たない場合には、1兆円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額)以下の金額に区分して、それぞれ⑪、⑬及び⑭の各欄に記載します。 (2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
15「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑮」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑯」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑰」及び「計⑲」	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑯」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑰」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数のうち同項第4号に掲げる事業(以下「特定ガス供給業」といいます。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「計⑲」の欄には、⑮欄、⑯欄及び⑰欄の合計を記載します。 (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合 (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合 (3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合 (4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人としてします。
16「課税標準となる資本金等の額⑳」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
17「期首現在の金額㉑」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	資本金の額又は出資金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
18「当期中の減少額㉒」及び「当期中の増加額㉓」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額3」の欄は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資

		本金等の額の計算に関する 計算書」に記載したところ に準じて記載します。
19「期中に金額の増減があった場 合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額 1」の㉔の欄若しくは㉕の欄、「資 本金の額及び資本準備金の額の合算額 2」の㉔の欄若しくは㉕ の欄又は「法人税の資本金等の額 3」の㉔の欄若しくは㉕の欄 に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載し ます。	

第6号様式別表5の2の2記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・ 法第72条の2第1項第3号・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「報酬給与額①」、「純支払利子②」、「純支払賃借料③」及び「単年度損益④」	第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③、第6号様式別表5の5の③及び第6号様式別表5の⑮の各欄の金額をそれぞれ記載します。	
4 「付加価値額①+②+③+④⑤」	②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④を計算します。	
5 「2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算」の各欄	特定内国法人が記載します。	
6 「外国の事業に帰属する報酬給与額⑥」、「外国の事業に帰属する純支払利子⑦」、「外国の事業に帰属する純支払賃借料⑧」及び「外国の事業に帰属する単年度損益⑨」	(1) 法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により付加価値額を計算する法人にあっては、⑥の欄には外国の事業に帰属する報酬給与額を、⑦の欄には外国の事業に帰属する支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑧の欄には外国の事業に帰属する支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑯の欄の金額を、それぞれ記載します。 (2) 法第72条の19後段に規定する方法（従業者数按分）により付加価値額を計算する法人にあっては、⑥から⑧までの各欄には①から③までの各欄の金額に⑪の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載し、⑨の欄には④の欄の金額と第6号様式別表5の⑨の欄の金額の合計額に⑪の欄の人数を乗じて得た額を⑬の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載します。これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
7 「外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法」	法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては「区分計算」を、区分計算によることが困難で法第72条の19後段に規定する方法（従業者数按分）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては「従業者数按分」を○印で囲んで表示します。	
8 「外国の事業に帰属する付加価値額⑥+⑦+⑧+⑨⑩」	⑦又は⑧が負数の場合には、それを零として⑥+⑦+⑧+⑨を計算します。	
9 「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」及び「期末の総従業者数⑫」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 * 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在にお	(1) 法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人で、かつ、第6号様式別表5の2の3の⑧の欄の金額の計算にあたり従業者数を用いないで計算する法人は記載する

	ける従業者の数により記載します。 (2) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載します。 (3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、事業税を課されない事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。 (4) 第6号様式別表5の③⑥及び③⑦の各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の人数を⑪及び⑫の各欄にそれぞれ転記します。 (5) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、⑪の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑫の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。	必要はありません。 (2) (5)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
10「3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算」の各欄（⑬から⑳までの各欄）	(1) ⑭、⑰又は㉔の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。 (2) ⑮、⑱又は㉕の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。 (3) ㉘及び㉙の各欄は、第6号様式別表5の④④及び④⑤の各欄の金額をそれぞれ転記します。 (4) ㉚、㉛又は㉜の各欄は、これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑯、⑰又は⑱の各欄にそれぞれ転記します。	非課税事業を併せて行う法人が記載します。
11「報酬給与額㉓」、「純支払利子㉔」及び「純支払賃借料㉕」	㉓の欄には①の欄の金額から⑥の欄の金額及び㉔の欄の金額を控除した金額を、㉔の欄には②の欄の金額から⑦の欄の金額及び㉓の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を、㉕の欄には③の欄の金額から⑧の欄の金額及び㉔の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。	

第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の21第1項各号（無償増資及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定）若しくは第2項（資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準）、法第72条の22（特定内国法人等の資本金等の額の算定）、課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項又は第23項）又は政令第20条の2の26（非課税事業を併せて行う法人等の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (3) 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (4) 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 従業者数を記載すべき欄 （③及び④、⑭及び⑮、⑳から㉑までの各欄）	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあつては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 ＊ 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。	
3「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う内国法人 第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額3」の㉑の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項各号若しくは第2項又は課税標準の特例（法附則第9条第1項若しくは第23項）の規定の適用を受ける法人 ㉒、㉓又は㉔の各欄の金額	収入金額課税事業を併せて行う内国法人又は同法人で、かつ、法第72条の21第1項各号又は課税標準の特例（法附則第9条第1項若しくは第23項の規定の適用を受ける法人が記載します（以下5まで同じです。）。
4「収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
5「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」及び「期末の総従業者数④」	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）にあつては、③の欄には収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載し、④の欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (イ) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合 (ロ) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合	(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	(ハ) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合	
6「月数按分後の資本金等の額⑤」	次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。 (1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで、第17項及び第23項）の規定の適用を受ける法人	特定内国法人若しくは非課税事業を併せて行う内国法人又はこれらの法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで、第17項及び第23項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下11まで同じです。）。
7「外国の事業に係る控除額⑧」	(1) 第6号様式別表5の2の2⑤の欄の金額から第6号様式別表5の2の2⑩の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の2⑪の各欄の金額がともに零を超える金額であつて、かつ、⑬の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2⑩の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2⑤の欄の金額で除して計算した金額を記載します。 (2) (1)以外の法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2⑫の欄の人数で除して計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、(1)及び(2)の計算について、「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の2⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑩の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑬の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載してください。 なお、「別表5の2の2⑩」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。 (4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8「非課税事業に係る控除額⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
9「課税標準の特例に係る控除額⑪」	特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人であつて、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項）の規定の適用を受ける法人が、⑩の欄の金額を記載します。	
10「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」	(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載して	法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する内国法人は記載する必要はありません。

	ください。 なお、「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑩」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。 (2) この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
11「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」	(1) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあつては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑭の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑮の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限ります。以下「その他の事業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (イ) その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合 (ロ) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業の事業を開始した場合 (ハ) その他の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃止した場合	(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
12「資本金等の額⑯」	法第72条の21第1項各号の規定を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額3」の⑳の欄の金額を記載します。	法第72条の21第1項各号の規定を受ける法人が記載します（以下14まで同じです。）。
13「法第72条の21第1項第1号に係る加算㉑」	法第72条の21第1項第1号の規定を受ける法人が記載します。	
14「法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除㉒」	次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項第2号の規定を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の填補に充てた金額及び資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額 (2) 法第72条の21第1項第3号の規定を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限り、）を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額	
15「資本金の額㉓」及び「資本準備金の額㉔」	第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の㉕の欄の金額、期末現在の資本準備金の額をそれぞれ記載します。	資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
16「資本金の額㉕」	課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の㉕の欄の金額を記載します。	課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定を受ける法人が記載します（17において同じです。）。

17「法附則第9条第1項に係る額⑮」	法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。	
18「月数按分後の資本金等の額⑯」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額を控除した金額	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下21まで同じです。）。
19「課税標準の特例に係る控除割合⑰」	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第6項まで及び第17項）の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	
20「未収金の帳簿価額⑱」	課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時における建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。	
21「総資産価額㉑」	課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、政令附則第6条の2第1項の規定により計算した金額を記載します。	
22「課税標準の特例に係る控除額⑳」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
23「資本金等の額㉒」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項各号又は第2項の規定の適用を受ける法人 ㉓の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の法人 第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額3」の㉔の欄の金額	課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下25まで同じです。）。
24「政府の出資の金額㉕」	課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第36条の6の規定による政府の出資の金額を記載します。	
25「法附則第9条第23項に係る額㉖」	課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人が、㉑の欄の金額から㉕の欄の金額を控除した金額を記載します。	
26「月数按分後の資本金等の額㉗」	第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。 外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により計算してください。	外国法人が記載します（以下29まで同じです。）。
27「外国の事業に係る控除額㉙」及び「非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額㉚」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
28「期末の総従業員数㉛」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業員の合計数を記載します。	
29「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数㉜」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数㉝」	次に掲げる場合に該当する場合には、㉜の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業員のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下「非課税事業等」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉝の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業員のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業員のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合 (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合 (3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合	従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

第6号様式別表5の2の4記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

また、出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「総資産の帳簿価額」 （①及び⑤の欄）	当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）の規定により申告する場合にあっては、同項ただし書に規定する期間に係る決算）に基づく貸借対照表（以下「貸借対照表」といいます。）に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものを控除した額）を記載します。なお、税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含めて記載してください。	
2「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」（②及び⑥の欄）	各事業年度に係る政令第20条の2の22各号（一定の持株会社の資本金等の額の算定）に掲げる金額がある場合に、同条各号に掲げる金額の合計額を記載します。	②及び⑥の欄に記載した金額の内訳書（政令第20条の2の22第4号に掲げる金額を除きます。）を添付してください。 なお、政令第20条の2の22第4号に掲げる金額については、「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額⑭＋⑮」の「計」及び「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額⑳＋㉑」の「計」の各欄の金額となります。
3「特定子会社の株式等の帳簿価額」（④及び⑧の欄）	④の欄には⑯の欄の金額を、⑧の欄には㉒の欄の金額を、それぞれ記載します。	
4「総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合⑨」	この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	この割合が50%以下の場合には、この計算書は提出できません。
5「特定子会社の株式等に係る控除額⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6「特定子会社の明細」の各欄	法第72条の21第6項第2号に規定する特定子会社（以下「特定子会社」といいます。）について記載します。	
7「特定子会社が保有する自己株式等の数⑫」及び「特定子会社が保有する自己株式等の数⑬」	⑪又は⑬の各欄の数のうち、特定子会社が保有する自己の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。	
8「直接又は間接に保有する株式等の数⑭」及び「直接又は間接に保有する株式等の数⑮」	⑪又は⑬の各欄の数のうち、この計算書を提出する法人が直接又は間接に保有する特定子会社の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。	例えば、A法人がB法人の発行済株式等の総数の50%を超える数を保有し、かつ、B法人がC法人の発行済株式等の総数50%を超える数を保有している場合、A法人はC法人の株式等を「間接に保有する」といい、C法人はA法人の特定子会社であることとなります。
9「持株割合」	この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	この割合は必ず50%を超えることとなります。
10「直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額」の各欄	貸借対照表に計上されている特定子会社の株式等の帳簿価額をそれぞれ記載します。 なお、特定子会社の株式等の帳簿価額は、法人税の所得の計	

	算の例により金額を記載します。したがって、例えば会計上特定子会社の株式等の帳簿価額を減額し、法人税の所得の計算上損金否認された金額がある場合には、貸借対照表に計上された特定子会社の株式等の帳簿価額に当該損金否認された金額を加算した額となります。	
11「特定子会社に対する貸付金額⑭」及び「特定子会社に対する貸付金額⑯」並びに「保有する特定子会社発行社債の金額⑮」及び「保有する特定子会社発行社債の金額⑰」	貸借対照表に計上されている特定子会社に対する貸付金額及びこの計算書を提出する法人の保有する特定子会社発行社債の金額をそれぞれ記載します。	

第6号様式別表5の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 に掲げる事業 」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
4 「役員又は使用人に対する給与」の各欄	(1) 法人の事務所等ごとに、各欄に記載します。 (2) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）に係るものは含めないで記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めて記載します。	(1) 小規模な事務所等については、「備考」の欄にその旨を記載し、他の事務所等と一括記載して差し支えありません。 (2) 外国の事務所等については、国ごとに一括記載して差し支えありません。 (3) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあっては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における役員及び使用人の数を記載します。 ＊ 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。	
6 「給与の額」	法第72条の15第1項第1号に規定する金額（当該事業年度において役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出するもので、法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	
7 「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほか、事務所等ごとに記載が困難なもので加算すべきもの（出向先法人が出向元法人に対して支払った給与負担金等）又は減算すべきもの（出向元	「備考」の欄に加減算項目の主な内容及び金額を記載します。

	法人が出向先法人から受け取った給与負担金等）がある場合に記載します。	
8「備考」	現物給与、外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。	
9「役員又は使用人のために支出する掛金等」の各欄 (1から17まで)	法第72条の15第1項第2号に規定する金額（当該事業年度において役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものの金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））について、次に掲げる区分ごとにそれぞれ次に定める金額を記載します。 なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。 (1) 退職金共済制度に基づく掛金 政令第20条の2の3第1項第1号に掲げる金額 (2) 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料 同項第2号に掲げる金額 (3) 企業型年金規約に基づく事業主掛金 同項第3号に掲げる金額 (4) 個人型年金規約に基づく掛金 同項第4号に掲げる金額 (5) 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等 同項第5号に掲げる金額 (6) 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等 同項第6号に掲げる金額 (7) 存続厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 8の欄の金額から9の欄の金額を控除した金額 (8) 事業主として負担する掛金及び負担金の総額 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の政令第20条の2の4第1項第6号括弧書の規定を適用する前の同号に掲げる金額 (9) 代行相当部分 同号括弧書の規定により求めた金額 (10) 適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料 政令第20条の2の3第1項第7号に掲げる金額 (11) 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額 法人税法施行令附則第16条（適格退職年金契約の要件等）第1項第9号イに掲げる金額 (12) 適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額 同号ロに掲げる金額 (13) 適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額 同号ハに掲げる金額 (14) 適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額 同号ニに掲げる金額 (15) 適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額 同号ホに掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号ヘに掲げる金額 (17) 適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額	11から17までの各欄については、1から10までの各欄の金額に11から17までの各欄の金額が含まれている場合にのみ記載します。
10「派遣元に支払う金額の合計⑦」、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計⑨」及び「派遣先から支払を受ける金額の合計⑩」	第6号様式別表5の3の2の①の欄の金額、第6号様式別表5の3の2の②の欄の金額又は第6号様式別表5の3の2の③の欄の金額をそれぞれ記載します。	
11「⑦×75/100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
12「⑨－（⑩×75/100） ⑪」	(1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。	

(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
--